

第 33 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月 27 日（火）午後 4 時 00 分より、役場各種委員会室において第 33 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者	4	番	上	野	勇	樹
-----	---	---	---	---	---	---

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農用地等のあっせん結果について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画の要請について

事務局出席者 事務局長 山 本 篤
農地係主査 森 川 真由美

議長 これより、第 33 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 11 名でございます。上野委員におかれましては欠席の届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。8 番 山田 委員、9 番 背尾 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 33 回南幌町農業委員会総会は、1 月 27 日 本日 1 日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 33 回南幌町農業委員会総会は、1 月 27 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 7 年 1 2 月 2 3 日、第 32 回農業委員会総会を開催した。
令和 8 年 1 月 8 日、あっせん委員会に関係委員出席した。
1 月 1 4 日、南幌町新年交礼会に各委員出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第 4 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。
令和8年1月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、2件でございます。
認定年月日は令和8年1月13日、有効期限は令和13年1月12日となっており、いずれも、再認定となります。
認定番号8の1の1、住所は南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇・〇〇 〇〇。
認定番号8の1の2、住所は南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。
認定農業者の経営体の総数につきましては、**138経営体**のうち**法人が16法人**となります。
説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和8年1月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、3件でございます。

1件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、

田で20, 248㎡他計17筆ございまして、

124, 243.86㎡となります。届出をした日は、令和〇年

12月〇〇日。取得した事由は、所有者（〇〇〇 〇）の死亡による相続となっております。

2件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、

〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、

畑で1, 049㎡他計2筆ございまして、42, 956㎡となり

ます。届出をした日は、令和7年12月〇〇日。取得した事由は、所有者（〇〇 〇〇〇）の死亡による相続となっております。

3件目の権利を取得した者は、札幌市厚別区〇〇〇〇条〇丁目〇番〇号、〇〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、

畑で1, 741㎡他計8筆ございまして、69, 520㎡となり

ます。届出をした日は、令和7年12月〇〇日。取得した事由は、所有者（〇〇〇 〇〇）の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 日程第6 議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん結果について。

第32回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議願ひ、意見を求める。

令和8年1月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。あっせん申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で9,493㎡となります。あっせん年月日は、令和8年1月〇日。結果につきましては、成立です。

価格については、田10aあたり〇〇〇,〇〇〇円。

あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇です。

あっせん委員につきましては、2番 南 委員、4番 上野 委員、8番 山田 委員となります。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議長 ないようですので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第1号 農用地等のあっせん結果については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第7** 議案第2号 農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地利用集積等促進計画の要請について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を策定することの要請について議決を求める。
令和8年1月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地利用集積等促進計画の要請につきましては、所有権移転が1件です。
整理番号7の1の1の売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。整理番号7の1の2の売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で9,493㎡となります。
価格につきましては、田10aあたり〇〇〇,〇〇〇円で、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。
以上、促進計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えます。
説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積等促進計画の
要請については、提案のとおり承認することにご異議ありません
か。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま
した。

第33回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたした
いと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第33回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午後 4時10分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

8 番

9 番